

# 厚生年金の知識

通算老齢年金は、会社員、公務員、自家営業者などと職業が変わったために、各公的年金制度を転々とし、一つの年金制度だけでは老齢年金を受けられるだけの資格期間を満たすことができない人に、それぞれの年金制度の加入期間を通算して一定期間以上あるとき、支給される年金です。

加入期間の通算を行なう制度は、つぎの八つで、これらを公的年金制度と呼んでいます。

- (1) 国民年金 (2) 厚生年金保険
- (3) 船員保険 (4) 国家公務員共済組合
- (5) 地方公務員共済組合 (6) 私立学校教職員共済組合
- (7) 公共企業体職員共済組合 (8) 農林漁業団体職員共済組合

通算老齢年金は、一年以上の被保険者期間があつて、つぎの①と②の条件の、それぞれいずれか一つに該当する人に支給されます。

## ① 受給資格期間

(7) 通算を行なう公的年金制度の加入期間が合算して二十五年以上あること



上あること

(4) 国民年金を除いた公的年金制度の加入期間が、合算して二十年以上あること

(7) 厚生年金以外の公的年金制度や恩給制度などから老齢年金や退職年金、恩給などを受けることができること

受給資格期間は前項の(7)、(4)が原則ですが、他の公的年金制度で「特例」を受けて老齢年金の資格

通算老齢年金

〈その2〉

期間がある場合は、厚生年金保険との通算期間が二十年に達しなくても、通算老齢年金を受けることができます。

## ② 受給資格年齢

(7) 被保険者でない場合（退職している場合）六十歳

(4) 被保険者である場合（在職中の場合）六十五歳

ただし、在職中でも、標準報酬月額が十四万二千円以下の場合、六十歳からでも支給を受けることができます。

また、通算老齢年金は、各年金制度から、それぞれの加入期間に見合った額が、支給されます。



## 障害年金の裁定 請求はこのように

国民年金の障害年金は、国民年金に加入している間に病気やけがをした人が、国が定める障害状態になったとき、裁定の請求をしたうえで受けとれます。

裁定の請求ができるのは、始めて医師の診断を受けた日の前日において、その月に一番近い基準月（一月、四月、七月、十月）の前月までの保険料を一年間（他の制度との通算期間を含む）完納していた人です。

この人が、医師の診断書に年金手帳を添えて裁定請求をすると、数ヶ月後に年金証書が交付され、年金の支給をうける段取りになります。

詳しくは市民課年金係にご相談ください。 ☎(三)一一一〇四二二

## 改善された国民年金の月額

	給付の種類		現行額	改正後
	拠出年金	老齢年金	5年年金	20,108円
10年年金			24,741	26,550
25年納金			39,225	42,000
40年納金			62,766	67,200
拠出年金	障害年金	1級	49,791	52,250
		2級	39,833	41,800
	母子・準母子年金	子らが1人のとき	39,833	41,800
		母子加算の創設	0	15,000
福祉年金	老齢福祉年金	1人のとき	39,833	41,800
		明治44年4月1日以前の出生者	20,000	22,500
	障害福祉年金	1級	30,000	33,800
		2級	20,000	22,500
母子・準母子福祉年金	子らが1人のとき	26,000	29,300	

備考 1. 改正後の5年年金は、7月から21,600円に、8月から22,600円になります。 2. 母子加算の創設は、8月からです。

## 国民年金が改正

市民の多くの方々が加入している国民年金は、こんどの国会で改正されました。改善された給付額は、拠出年金では7月に、福祉年金では8月に、それぞれさかのぼって支給されます。



## 福祉年金証書を交付